

「平成25年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」  
 （平成27年1月9日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）への対応状況

意見	対応
<p>第1 各法人における適正な業務運営の確保のための内部統制の充実・強化について</p> <p>国立大学法人等の内部統制に関する取組については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）による改正後の国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第2項において、業務方法書に、国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載しなければならぬこととされたところである。</p> <p>今後、貴委員会が国立大学法人等の業務の実績に関する評価を実施するに当たっては、<u>これまでの国立大学法人等における様々な不適正事例の発生状況を踏まえ、引き続き、国立大学法人等における適正な業務の実施を確保する観点からの確に評価を行う必要がある。</u></p> <p>また、<u>改正後の国立大学法人法の施行後は、国立大学法人等の業務方法書に記載された内部統制に関する事項についての取組状況を厳格に評価し、必要な改善を促すべきである。</u></p>	<p>平成26年度評価においては、これまでの国立大学法人等における様々な不適正事例の発生状況を踏まえ、国立大学法人等における適正な業務の実施に係る取組状況について、引き続き、法人への事前質問において統一的に確認するとともに、問題がある法人については、ヒアリング等で考え方を確認し、課題事項として評価結果に反映する。</p> <p>平成27年度評価（平成28年度実施）以降においては、改正後の国立大学法人法の規定に基づき記載された各法人の業務方法書の内容について、適切な対応が取られているかを文部科学省所管課において確認するとともに、不十分と思われる法人については、ヒアリング等で考え方を確認し、課題事項として評価結果に反映する。</p> <p>-----</p> <p>＜平成26年度評価における対応＞</p> <p>○ 各法人に対し、平成26年度に実施した、公的研究費不正使用防止、研究活動における不正行為防止、個人情報等の管理、教員等個人宛寄附金の管理に係る取組状況について、実績報告書に記載を求めて確認している。</p> <p>また、各法人への事前質問において、様々な不適正事例の発生状況等について確認し、問題がある法人については、ヒアリング等で考え方を確認し、課題事項として適切に評価結果に反映している。</p>

意見	対応
<p>第2 各法人における業務運営の適正化</p> <p>1 研究費の管理等の適正化</p> <p>研究機関における公的研究費の不正使用について、貴委員会では、国立大学法人等における発生防止のための体制やルール整備状況、運用状況等についての確に評価を実施していると述べている。しかしながら、不正使用の事例の発生は後を絶たず、文部科学省においても、平成26年2月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正され、①不正を事前に防止するため、研究者及び事務職員のコンプライアンス教育の受講の義務化、②組織としての管理責任を明確化するため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」の設置、③不正に係る調査の期限の設定（原則210日以内）や調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置の導入等が盛り込まれ、平成26年度から適用されることとなっている。</p> <p>このため、今後の評価に当たっては、国立大学法人等における、改正後のガイドラインに沿った研究費の不正使用に係る調査体制・手続等を定めた規程、不正防止計画等の策定状況や同ガイドラインに盛り込まれた事項の実施状況、研究費の不正使用の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況等について一層厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。</p>	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日に改正され、平成26年度から適用されていることから、平成26年度評価においては、平成26年度中に文部科学省が行う上記ガイドラインに基づく履行状況調査等を活用して、ガイドラインを踏まえた適切な対応が取られているかについて確認するとともに、不十分と思われる法人については、ヒアリング等で考え方を確認し、課題事項として評価結果に反映する。</p> <p>また、各法人の評価結果をとりまとめた「評価概要」において全体の状況を総合的に記述する。</p> <p>平成25年度評価で「課題」とした6法人については、発生原因の分析及び改善措置の実施状況等を確認する。</p> <p>引き続き、公的研究費の不正使用の事例が確認された法人については、「課題」として評価を下げるなどの厳しい評価を実施する。</p> <hr/> <p>&lt;平成26年度評価における対応&gt;</p> <p>○ 文部科学省が行った「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく履行状況調査を活用し、ガイドラインを踏まえた適切な対応が取られているかについて確認しているほか、各法人に対し、平成26年度に公的研究費不正使用防止に向けて取り組みだ事項、特に平成25年度以前に比べて強化を図った事項について、実績報告書に記載を求めて確認している。</p> <p>○ 平成25年度評価において「課題」とした6法人については、その対応状況を書面・ヒアリングにより確認し、改善に向けた取組が行われていることを確認している。（別紙1参照）</p> <p>○ 5法人で新たに研究費不正の事実が明らかになったため、評価を下げる「課題」として指摘した上で、平成27年度評価（平成28年度実施）において、改善に向けた取組状況について、確認する。（別紙2参照）</p>

意見	対応
<p>2 研究活動における不正防止</p> <p>研究活動における不正行為について、貴委員会では、国立大学法人等における発生防止のための体制やルールの整備状況、運用状況等についての確に評価を実施しているとしている。</p> <p>しかしながら、新たな不正事案の発覚が後を絶たず、昨今の論文不正問題の発生は、社会的に大きな問題となったほか、学術研究全体に対する信頼を損ねる事態に至っている。このような状況を踏まえ、平成26年8月、文部科学省においても「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告）が改正され、①大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わること、②組織としての責任体制の確立による管理責任を明確化、③研究者倫理の向上のための研究倫理教育の実施等が盛り込まれ、平成27年度から適用されることとなっている。</p> <p>貴委員会では、平成25年度評価において、改正後のガイドラインの考え方を踏まえ、研究活動における不正行為の事例について、国立大学法人等の組織としての管理体制に問題があるかを確かを確認の上評価を行っているところであるが、平成26年度評価においても引き続き同様の視点からの確に評価を行うとともに、改正後のガイドラインの適用後は、国立大学法人等における、同ガイドラインに沿った研究活動における不正行為に係る調査体制・手続等を定めた規程等の策定状況や同ガイドラインに盛り込まれた事項の実施状況、組織としての研究活動における不正行為の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況等について一層厳格に評価に評価を行い、必要な改善を促すべきである。</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が平成26年8月26日に定められ、平成27年度から適用されることになっていることから、各法人における新たなガイドラインを踏まえた体制整備等の状況及び各法人の具体的な取組状況の確認は、平成27年度評価（平成28年度実施）から行うものとする。</p> <p>具体的には、平成27年度中に文部科学省が行う上記ガイドラインに基づく履行情況調査等を活用して、ガイドラインを踏まえた適切な対応が取られているかについて確認するとともに、不十分と思われる法人については、ヒアリング等で考え方を確認し、課題事項として評価結果に反映する。</p> <p>また、各法人の評価結果をとりまとめた「評価概要」において全体の状況を総括的に記述する。</p> <p>平成26年度評価においては、平成25年度評価で「課題」とした7法人については、発生原因の分析及び改善措置の実施状況等を確認する。</p> <p>また、平成27年3月31日までに新ガイドラインに基づく導入準備のための集中改革期間と定められており、当該期間における取組事例について、業務実績報告書において確認するとともに、他法人の参考に資する取組については、各法人の具体的な取組を幅広く紹介する「改革推進状況」において取り上げるなど、各法人に積極的に情報提供を行う。</p> <p>引き続き、法人の管理体制等に問題があると認められた法人については、「課題」として評価を下げるなどの厳しい評価を実施する。</p> <p>＜平成26年度評価における対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各法人に対し、平成26年度に研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項、特に平成27年3月までの「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく導入準備に係る取組事項について、実績報告書に記載を求めて確認している。</li> <li>○ 平成25年度評価において「課題」とした7法人については、その対応状況を書面・ヒアリングにより確認している。</li> </ul> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6法人については、改善に向けた取組が行われていることを確認している。</li> <li>・ 1法人については、改善に向けた取組が行われているものの、再び研究不正が確認されていることから、引き続き「課題」を付している。（別紙3参照）</li> </ul> <p>〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8法人で新たに研究不正の事実が明らかになったため、「課題」として指摘した上で、平成27年度評価（平成28年度実施）において、改善に向けた取組状況について、確認する。（別紙4参照）</li> <li>○ なお、研究活動における不正防止に係る他法人の参考に資する取組については、「改革推進状況」において取り上げている。</li> </ul>

意見	対応
<p>3 個人情報等の適切な管理</p> <p>各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会の平成25年度評価結果においては、25法人において個人情報等の不適切な管理の事例が発覚したことについて課題として指摘している。</p> <p>しかしながら、上記25法人中12法人については、それらの事例が多発又は複数年連続で発生しているものとなっているほか、毎年度、新たな個人情報等の不適切な管理の事例が多数発覚している状況となっており、不適切な事例の発生防止に資する対応が必要である。</p> <p>このため、今後の評価に当たっては、<u>国立大学法人等における個人情報等の不適切な管理の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況、発生防止のための国立大学法人等の職員一人一人の意識改革のための取組状況等について引き続き厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。</u></p> <p>また、それに加えて、個人情報等の管理に関する改善事例について取りまとめ国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの実効性確保のための取組も行うべきである。</p>	<p>平成26年度評価においては、引き続き、個人情報等の不適切な管理の事例が発生している法人について、ヒアリング等で発生原因の分析及び改善措置の実施状況等を確認し、課題事項として評価結果に反映する。</p> <p>平成25年度評価で「課題」とした25法人については、発生原因の分析及び改善措置の実施状況等を確認する。</p> <p>個人情報等の管理に関する取組事例について、業務実績報告書において確認するとともに、他法人の参考に資する取組については、各法人の具体的取組の幅広く紹介する「改革推進状況」において取り上げるなど、各法人に積極的に情報提供を行う。</p> <hr/> <p>＜平成26年度評価における対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各法人に対し、平成26年度に実施した個人情報等の管理に係る取組状況について、実績報告書に記載を求めて確認している</li> <li>○ 平成25年度評価において「課題」とした25法人については、その対応状況を書面・ヒアリングにより確認している。</li> </ul> <p>〔平成27年度評価については、改善に向けた取組が行われていることを確認している。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14法人については、改善に向けた取組が行われているもの、再び個人情報等の不適切な管理が確認されていることから、引き続き「課題」を付している。（別紙5参照）</li> <li>○ 7法人で新たに不適切な管理が明らかになったため、「課題」として指摘した上で、平成27年度評価（平成28年度実施）において、改善に向けた取組状況について確認する。（別紙6参照）</li> </ul> <p>○ なお、情報セキュリティ確保に係る他法人の参考に資する取組については、「改革推進状況」において取り上げている。</p>

意見	対 応 誌
<p>4 教員等個人宛寄附金の適正な管理</p> <p>教員等個人宛て寄附金については、国立大学法人等における寄附金の取扱いを定めた規則等により、法人への寄附として処理しなければならぬこととされている。</p> <p>貴委員会の平成25年度評価結果をみると、11法人において教員等個人宛て寄附金を法人への寄附として処理していない不適切な事例があったことについて課題として指摘している。</p> <p>しかしながら、上記11法人のうち、<u>貴委員会において平成25年度における発生事例を把握できたものは5法人のみで、残り6法人は平成24年度決算検査報告において会計検査院から指摘を受けたものとなり、発生事例の把握は十分とはなっていない。</u>これは、<u>評価に当たり、上記のような不適切な事例について、国立大学法人等に対する質問様式に個別に項目を設定して報告を求めることとしていないことなどによるものと考えられる。</u></p> <p>このため、今後の評価に当たっては、上記のような不適切な事例について、網羅的にその発生原因の分析及び改善措置の実施状況の評価を行うことができよう、国立大学法人等に報告を求めめる項目として個別に設定するなどにより、迅速かつ的確に把握するべきである。また、教員等による規則等を遵守させるためのコンプライアンスに関する取組状況、寄附元の機関等による規則等を周知徹底するための取組状況等についても厳格に評価を行い、必要な改善を促すべきである。</p> <p>さらに、それに加え、<u>教員等個人宛て寄附金の管理に関する改善事例について取りまとめ国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの実効性確保のための取組も行うべきである。</u></p>	<p>平成26年度評価においては、教員等個人宛て寄附金を法人への寄附として処理していない不適切な事例の発生状況を、法人への事前質問において個別に項目を設定して統一的に確認するとともに、事例のあった法人に対してはヒアリング等で発生原因の分析及び改善措置の実施状況等を確認し、課題事項として評価結果に反映する。</p> <p>平成25年度評価で「課題」とした11法人については、発生原因の分析及び改善措置の実施状況等を確認する。</p> <p>教員等個人宛て寄附金の管理に関する取組事例について、業務実績報告書において確認するとともに、他法人の参考に資する取組については、各法人の具体的取組を幅広く紹介する「改革推進状況」において取り上げるなど、各法人に積極的に情報提供を行う。</p> <p>-----</p> <p>&lt;平成26年度評価における対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各法人に対し、平成26年度に実施した教員等個人宛寄附金の管理に係る取組状況について、実績報告書に記載を求め確認しているほか、教員等個人宛て寄附金を法人への寄附として処理していない不適切な事例の発生状況を、法人への事前質問において個別に項目を設定して統一的に確認している。</li> <li>○ 平成25年度評価において「課題」とした11法人については、その対応状況を画面・ヒアリングにより確認している。</li> <li>・ 9法人については、改善に向けた取組が行われていることを確認している。</li> <li>・ 2法人については、改善に向けた取組が行われているものの、再び不適切な事例が確認されていることから、引き続き「課題」を付している。(別紙7参照)</li> <li>○ 4法人で新たに不適切な事例が明らかになったため、「課題」として指摘した上で、平成27年度評価(平成28年度実施)において、改善に向けた取組状況について確認する。(別紙8参照)</li> <li>○ なお、教員等個人宛て寄附金の管理も含めたコンプライアンスに係る他法人の参考に資する取組については、「改革推進状況」において取り上げている。</li> </ul>



## 平成25年度評価における研究費不正に係る課題事項への対応状況

法人名	事項
茨城大学	研究費の不適切な経理があったことについては、不正防止計画推進本部において、内部監査室と連携し、不正発生要因の一因とされる「検収体制」及び「旅費処理」に焦点を当てた監査を実施するとともに、科学研究費補助金等の執行状況及び公的研究費の不正防止に係る取組の理解度等についてモニタリングを行ったほか、公的研究費の適切な管理に関する定期調査を実施し、教職員の不正防止に関する内容の理解度の把握に努め、理解していなかった者に対しフォローアップを行うなど、改善に向けた取組が行われている。
東京農工大学	研究費の不適切な経理があったことについては、「会計ハンドブック」、「競争的資金等の取扱いに関するマニュアルⅡ」を作成・改定し、全学教職員に周知及び公表するとともに、相談窓口や通報（告発）窓口を設置し公表するなど、不正使用防止の風土の醸成等に資する取組を行っているほか、研究業務の補助者を雇用した96研究室に対して抜き打ちで教員、学生に対して別々に調査するなど実効性のある勤務実態等のモニタリング調査を実施するなど、改善に向けた取組が行われている。
東京工業大学	過年度における研究費の不適切な経理が確認されていることについては、採用時（現職者はすみやかに）に全教職員から大学の規則を遵守すること等についての誓約書の提出を求め、誓約書を提出しない者については、研究費の運営・管理に従事することを認めないこととし、育児休業者・長期休業者等を除くすべての教職員から誓約書を徴取するとともに、不正防止推進部署として、現行のコンプライアンス室を改編し、迅速な意思決定及び有効なモニタリング方法が検討できる「教育研究資金適正管理室」を平成27年4月に設立することとするなど、研究費の適正な管理のための体制整備を図っている。また、発注ルールの一斉化や、業者による納品物の持ち帰りを防止を目的とした納品車両の出口管理をするなど検収センターの機能強化を図るとともに、換金性の高い消耗品については少額備品と同様に物品シールを貼付して管理しているほか、旅費・謝金の支給手続きの見直しを行い、謝金・給与等の支給については事務職員が作業従事者本人と面談する機会を確保するなどにより、作業実態を確認する取組を強化するなど、経理面からも改革を図るなど、改善に向けた取組が行われている。
香川大学	研究費の不適切な経理があったことについては、出張の際に宿泊施設の領収書等について新たに提出を義務付けるとともに、教授会等において構成員への倫理教育を実施しているほか、旅行命令権者について、部局長等から勤務時間管理者である事務課長等に権限を下ろし、旅行の実態把握をし易い管理体制するなど、改善に向けた取組が行われている。
奈良先端科学技術 大学院大学	研究費の不適切な経理があったことについては、不正防止対策の基本方針の策定、不正防止計画の見直しのほか、コンプライアンス研修・説明会の開催、内部監査におけるリスクアプローチ監査の実施、出張事実の証拠書類提出の徹底などのチェック体制の整備等の再発防止策を実施するなど、改善に向けた取組が行われている。
高エネルギー加速 器研究機構	研究費の不適切な経理があったことについては、事実関係の調査及び再発防止策の策定等のため、不正使用調査委員会を設置し事実関係の調査を行うとともに、機構外の第三者による不適切な会計処理に関する有識者委員会からの再発防止策に関する提言を受け、職員の意識改革と責任体制の明確化、物品の調達手続きや納入時における点検の見直し等を図り、関連規則の見直しやマニュアルの改訂、各種説明会を開催するなど、改善に向けた取組が行われている。



## 平成26年度評価における研究費不正に係る課題事項

法人名	事項
東京医科歯科大学	研究費の不適切な経理が確認されていることについては、その原因究明を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。
横浜国立大学	研究費の不適切な経理が確認されていることについては、その原因究明を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。
京都大学	研究費の不正使用防止に向けた取組については、研究費使用ハンドブックの配布や、研修による研究費使用ルールの周知徹底、旅費や謝金等に係る手続きの厳格化等の取組が行われているが、過年度における研究費の不適切な経理が確認されていることから、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。
大阪大学	研究費の不適切な経理が確認されていることについては、その原因究明を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。
人間文化研究機構	研究費の不適切な経理が行われていたことについては、策定した再発防止策を速やかに実行するなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。



## 平成25年度評価における研究不正に係る課題事項への対応状況

法人名	事 項
筑波大学	教員が実験結果を改ざんしていた事例があったことについては、研究活動における不正行為防止に向けた取組として、新任教員や大学院新入生に対する研究者倫理パンフレットの配布、大学院共通科目「研究倫理」の開講により、研究不正の防止や研究倫理に対する啓発等を実施しているほか、研究者に対する研究倫理教育として、国際標準を満たしたe-learning教材「CITI Japan プログラム」や、研究成果や著作物に関する剽窃チェックのためのオンラインツール「iThenticate」を導入し、受講及び利用の促進を図るなど、改善に向けた取組が行われている。
東京大学	○元教授が主宰する研究室における不適切な研究室運営や指導等により、当該研究室関係者が発表した論文について、多数の不正行為が認定されたことについては、研究倫理を遵守する環境を作り上げるために取り組むべき事項を示した「研究倫理アクションプラン」を大学院入学式において配付するとともに、英訳版を作成し、学内ウェブサイトにおいて周知している。また、元教授の論文不正が指摘されていることに関する事実関係の把握については、「東京大学科学研究行動規範委員会」において引き続き調査・審議を行うとともに、科学的に不適切な図を含むと判断される学術雑誌論文51報すべてについて調査を完了し、平成26年12月に最終報告を公表しており、課題について対応している。 ○バイオテクノロジー開発技術研究組合等によるJ-ADNI（アルツハイマー病総合診断体系実用化プロジェクト）研究における、研究結果の信頼性等の問題については、第三者調査において速やかに詳細な実態の把握に努めることについては、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を確保し、研究成果に疑念や疑義が生じないようにするため、「J-ADNI研究に関する第三者委員会」において調査・審議を行い、詳細な実態の把握に努め、平成26年12月に調査結果を公表しており、課題について対応している。
富山大学	教員が教員選考の際の業績目録、各種研究助成金関係の申請書類、ウェブサイトの教員紹介等に、研究業績の虚偽記載を行っていた事例があったことについては、富山大学研究不正防止対応計画書を策定し、コンプライアンス推進責任者（各部署長）に研究倫理教育について実質的な責任と権限を持たせているほか、説明会やe-learning教育により研究活動における不正防止に関する啓発等の取組を行っているものの、平成26年度においても研究活動に係る不正行為が確認されている。
金沢大学	教員が大学院生の論文を盗用する事例があったことについては、論文盗用等の不正行為を抑止するため、平成26年度新任教員説明会及び平成27年度科研費獲得に向けた学内説明会において、研究結果や論文の盗用、図表の改ざん・ねつ造等の研究活動における不正行為防止について周知するなど、改善に向けた取組が行われている。
名古屋大学	大学院生が論文の盗用を行っていた事例があったことについては、論文剽窃チェックツール（iThenticate）を活用した剽窃チェック制度を博士学位論文に対して全学的に試行しているほか、平成27年度からは、大学院共通科目として、「アカデミック・ライティングと研究の倫理」を開講することを決定するなど、改善に向けた取組が行われている。
京都大学	CASE-J（高血圧症治療薬）研究における、研究結果の信頼性や研究者の利益相反行為等の事実関係に係る詳細な実態の把握に努めることについては、「京都大学医学研究利益相反マネジメント委員会」及び「臨床研究CASE-J試験に係る特別委員会」を立ち上げ、各委員会において、関係資料の収集及び精査、関係者に対するヒアリング等の調査を行った結果、京都大学の研究者による研究不正の事実は認められなかったこと、当時としては問題とされるべき利益相反はなかったことを確認し、厚生労働省及び文部科学省に報告するとともに公表しており、課題について対応している。
奈良教育大学	教員が他の論文から無断転載をしていた事例があったことについては、「公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」及び「研究者等の行動規範」を策定するなど、すべての競争的資金を対象に、その適正な運営・管理及び研究活動上の不正行為の防止に向けて管理体制を整備しているほか、「研究不正防止計画」の見直し及び公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為防止ハンドブックの作成・周知、研究倫理セミナー及び研究不正防止に関する説明会を開催するなど、改善に向けた取組が行われている。



## 平成26年度評価における研究不正に係る課題事項

法人名	事 項
千葉大学	教員が他の研究者のパワーポイントのデータを盗用していた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。
電気通信大学	教員が論文の盗用を行っていた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。
山梨大学	過年度において、大学院医学工学総合研究部教授が研究論文においてねつ造や改ざんを行っていた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。
岐阜大学	過年度において医学部附属病院講師が発表した論文について、画像の改ざんを行っていた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。
徳島大学	学位論文においてねつ造や改ざんがあり、論文に不正がないかどうかチェックする体制等が不十分であると認められることから、学位論文を事前チェックする体制整備等の再発防止に努めることが求められる。
福岡教育大学	教員が他の論文から無断引用をしていた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。
熊本大学	教員が実験結果をねつ造や改ざんしていた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。
大分大学	教員が実験結果をねつ造や改ざんしていた事例（2件）があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。



## 平成25年度評価における個人情報の不適切な管理に係る課題事項への対応状況

法人名	事 項
北海道大学	個人情報の不適切な管理については、新たに「個人情報保護対策のチェックシート」を作成し、各教職員が自己点検を行い作業手順の見直し等につなげるほか、個人情報保護管理者から毎年度自己点検結果の報告を求めることとし、防止策及びリスクマネジメントを強化するなど、改善に向けた取組が行われている。
東北大学	個人情報の不適切な管理については、学内のネットワーク機器等に対してセキュリティチェックを行い、その結果に基づく個別指導・連絡を通じて安全な接続利用形態への移行促進を図っているほか、個人情報保護担当者向けに個人情報保護実務研修を開催し、個人情報の取扱いに関して実務上必要な基本的知識や考え方を改めて確認し周知徹底を図っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
筑波大学	個人情報の不適切な管理については、学内のネットワーク接続機器の総点検を行い、ファイアウォール設定の変更、事務系ネットワークにおける学外からのアクセスを原則禁止とする設定を行っているほか、情報セキュリティ体制の強化を図るため、情報セキュリティリスク管理室、情報セキュリティインシデント対応チーム（筑波大学ISIRT）を設置するなどの取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
群馬大学	個人情報の不適切な管理については、個人情報に係るアクセス制御、アクセス記録の保存、分析、情報システム室等の入退室の管理、外部委託する場合の委託先における確認について周知徹底を図るとともに、外部に委託する場合の選定、契約書の記載事項、管理体制等に係る書面の確認について定め、業務を外部に委託する場合の措置について周知を行ったほか、「附属小学校」においては、過去の事例を交えてこれまでの経緯を説明し、当該教員を含め全教員に注意喚起を行うとともに、教員会議において全教員を対象に研修会を実施し、個人情報管理について周知徹底するなど、改善に向けた取組が行われている。
千葉大学	個人情報の不適切な管理については、各職員に対し個人情報の利用等に関する自己点検の実施、USBメモリ等可搬媒体から学生の個人情報の全面削除及び学外持ち出しの禁止、履修登録システムからの学生名簿・成績情報ダウンロード機能の削除等の取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
東京大学	個人情報の不適切な管理については、事前にアポイントのない医療情報提供者の入館を禁止したほか、新任教職員研修において、情報倫理・情報セキュリティに関する講義、全部局長出席の科所長会議において、最高情報セキュリティ責任者から情報漏えい防止及び情報管理の徹底について注意喚起を行うとともに、各部局情報セキュリティ責任者や各部局事務部長等へ注意喚起の通知を発出するなど、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に努めているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
東京医科歯科大学	個人情報の不適切な管理については、平成26年度より新たに実施した個人情報保護・情報管理に特化した「コンプライアンス研修会」（参加者106名）において、学内における個人情報漏えい等事案等の具体的な事例を用いて講話を行ったほか、「附属病院における患者個人情報の取扱いに関する申合せ」において、他の医療機関等への診療情報提供等を除き、特定の個人を識別できる情報の学外への持ち出しを原則禁止とするなど対応を図っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。

東京学芸大学	個人情報の不適切な管理については、個人情報保護に関するリスクマネジメント及び再発防止策として、USBメモリ等に重要情報を記録する場合は、パスワードロック機能を備えたものを使用すること等、USBメモリ等の取り扱いを定めるとともに、情報セキュリティガイドラインを改正し、記録媒体のセキュリティ対策等について注意喚起を行っている。また、教職員が常に確認できるよう、情報セキュリティポリシーとともに、個人情報保護に係る取組を大学ポータルから閲覧できるようにするなど、改善に向けた取組が行われている。
一橋大学	個人情報の不適切な管理については、再発防止及び個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する取組として、部局長会議及び各研究科教授会で個人情報等の取扱いについて注意喚起を行うとともに、当該部局で再発防止のための研修会を実施するなど、改善に向けた取組を行っている。
福井大学	個人情報の不適切な管理については、患者情報が残存する可能性のある医療機器、修理品に関しては施錠可能なME危機管理部内及び中央倉庫に保管することとし、管理の徹底を図るとともに、外部からの講師を招き、個人情報における留意すべき点や、安全かつ効率的な個人情報管理・運用の提言等について全教職員を対象にセミナーを実施し、あわせて全教職員を対象に情報セキュリティに関する研修会を実施するなど、改善に向けた取組が行われている。
岐阜大学	個人情報の不適切な管理については、個人情報保護と情報セキュリティに関する教育研修会を実施するとともに、平成26年4月に情報事故が生じた教育学部附属学校においても新たに情報セキュリティ研修会を開催し、個人情報保護に関する啓発に努めているほか、昨今のソーシャルメディアの普及に対応するため新たに「岐阜大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」を制定し情報発信の在り方を学内構成員に示すなどの取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
浜松医科大学	個人情報の不適切な管理については、全職員への注意喚起や学部学生・大学院生を対象としたリーフレットを作成しガイダンスでの注意喚起を行うほか、大学院生に対し研究者の倫理教育の強化を図るため、e-learning (CITI japan)の「研究における個人に関わる情報の取り扱い」を含む15単元の受講を義務付けるとともに、病院全体のセキュリティ対策としてUSB記憶装置を登録制としたほか、電子カルテの利用記録のモニタを平成26年12月から開始するなど、改善に向けた取組が行われている。
名古屋大学	個人情報の不適切な管理については、個人情報を取り扱う職員や人事担当者等を対象とした個人情報保護に関する教育研修会、情報セキュリティ研修を実施しているほか、新任教員に配布するハンドブックに大学の個人情報保護制度について記載を追記するなどの取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
三重大学	個人情報の不適切な管理については、個人情報の適正な管理について全学通知を実施することによる注意喚起を促し、個人情報の適正な管理の徹底を図るとともに、持出しの状況を適切に把握するため、「保有個人情報持出状況管理簿」を作成し管理することとしたほか、暗号化機能付きUSBメモリーを購入の上、配布を行うなど、改善に向けた取組が行われている。
京都大学	個人情報の不適切な管理については、全学の個人情報保護担当者等を対象とする研修会や、全教職員を対象とする情報セキュリティe-Learning等の教育研修を実施しているほか、情報セキュリティに係る基本的な事項を記載した、名刺サイズで携帯可能な「情報セキュリティミニガイド」を作成し、全教職員及び新入生を対象に配付するなどの取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
大阪大学	個人情報の不適切な管理については、「研究倫理オリエンテーション」において、大学院修士課程1年次、博士課程1年次学生が履修する個人情報に係る内容の講義を行い、さらにCITI Japanが開設するe-learning「研究における個人に関わる情報の取扱いについて」を受講させることとし、これら2つ(前者の受講及び後者の指定期間内修了)を、カリキュラムの必修科目を履修する要件として位置づける形で、平成26年度に試行するなどの取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。

神戸大学	個人情報の不適切な管理については、「神戸大学職員の個人情報の取扱いマニュアル」を作成し、配布・周知を行うとともに、外部より個人情報保護に精通した弁護士を講師として迎え、「個人情報保護に関する講演会」を開催しているほか、個人情報の適切な管理についての啓発と管理実態の把握を目的として、全教職員を対象とした個人情報管理状況調査を実施するなど、改善に向けた取組が行われている。
鳥取大学	個人情報の不適切な管理については、部署にパスワード機能付きUSBメモリを配布し、個人情報は必ずUSBメモリーに入れて渡すようにするとともに、「医療機関における個人情報保護の考え方」と題した講習会を開催したほか、個人情報を取扱う際にUSBメモリを介することなく、インターネットを介して世界中のどこからでも参照可能にするシステムを検討するなど、改善に向けた取組が行われている。
広島大学	個人情報の不適切な管理については、教職員に対して新採用者基礎研修、個人情報保護研修のほか、TA（ティーチング・アシスタント）に対するFD研修会における法令遵守の啓発講義を実施した。個人情報の管理徹底に係る英語のポスターを作成し、周知徹底を図るなど、改善に向けた取組が行われている。
愛媛大学	個人情報の不適切な管理については、「個人情報保護研修会」を開催し、個人情報保護管理者を中心に53名が参加しているほか、個人情報を取り扱う職員の意識の向上と現在の情報漏洩対策等を周知することを目的に、附属病院において「個人情報管理に関する研修会」を開催するなど、改善に向けた取組が行われている。
九州大学	個人情報の不適切な管理については、「個人情報保護研修会」を開催し、個人情報漏洩等事例やチェックリストの紹介、漏洩のリスクと防止対策の説明、個人情報保護マニュアルの説明、大学における発生事案の説明等による危機意識の喚起等を行っているほか、セキュリティ確保のためのファイル共有システムの導入等の取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
佐賀大学	個人情報の不適切な管理については、附属中学校における職員会議で複数回にわたり個人情報管理の周知徹底を図るとともに、附属学校園の全教職員を対象に情報セキュリティについての講習会を開催しているほか、「佐賀大学情報セキュリティポリシー（第3版）」及び「情報格付けと取扱いに関するガイドライン」に基づき、ポリシーにおける「機密性」、「完全性」及び「可用性」の観点から各部局等において保持、運用している情報の格付けの実施や、情報ごとに取扱いを定めて情報管理の重要性及び情報セキュリティ対策を明確化するなど、改善に向けた取組が行われている。
長崎大学	個人情報の不適切な管理については、全教職員に対して情報セキュリティ対策の強化を文書により通知するとともに、学内の全ストレージ型ファイルサーバ約60台の設定調査を実施しているほか、学外へのUSBメモリー等の持ち出し禁止及びオンラインストレージの活用等の説明を行うなどの取組を行っているものの、平成26年度においても個人情報の不適切な管理事例が発生している。
大分大学	個人情報の不適切な管理については、挾間キャンパスにおいて「個人情報の取り扱いに関する行動マニュアル」に従って研修会を開催するとともに、毎年度全職員に自己点検結果を報告させ、その結果をもとに情報保護責任者から全部署に通知を行うほか、医学部の全職員から個人情報管理遵守の誓約書を徴収し、全部署責任者に対して立入検査を実施するなど、改善に向けた取組が行われている。
琉球大学	個人情報の不適切な管理については、保有する情報の適正管理について周知を徹底し、教職員の意識を高めるために講習会等を開催しているほか、不正な通信が行われないため、導入されているすべての複合機に対し、セキュリティ対策の点検及び蓄積スキャンデータ保存期間短縮等の設定変更を実施するなど、改善に向けた取組が行われている。



## 平成26年度評価における個人情報の不適切な管理に係る課題事項

法人名	事 項
秋田大学	ネットワーク接続型ハードディスクのセキュリティ設定の不備により、学生等の個人情報が含まれている当該ハードディスク内のファイルが閲覧可能となっていた事例や外部からの不正アクセスによりメール等が流出する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。
横浜国立大学	平成27年度入学式において名簿を紛失する事例、教育人間科学部において個人情報が記載された書類を誤って掲示する事例等が発生していることから、原因分析に基づく再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。
信州大学	医学部附属病院において、個人情報が記録されたパソコンを紛失する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。
静岡大学	工学部研究室で管理しているサーバー内で、学生に関する情報がウェブサイトに掲載されて閲覧可能な状態になっていた事案があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。
徳島大学	学内設置のプリンターにおいて、個人情報が外部から閲覧できる状態になっていた事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。
宮崎大学	複合機において個人情報が外部から閲覧できる状態になっていた事例、専任教員選考応募者の個人情報が記録されたUSB メモリーを紛失する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。
人間文化研究機構	職員が機構外で機構外の者の個人情報等が記載された資料を紛失する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。



## 平成25年度評価における教員等個人宛寄付金の不適切な管理に係る課題事項への対応状況

法人名	事項
福島大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、「教育研究費の不正防止対策に関する基本方針」等を制定し、責任体制の明確化及び告発を受けた際の調査体制の整備等を行うとともに、全教職員及び研究費の配分を受けている学生を対象に、コンプライアンス教育、コンプライアンス教育の理解度調査及び学内規程等の遵守に係る誓約書の徴収などの取組を行っているものの、平成26年度においても東日本大震災復興支援金等の寄附金が個人経理されていた事例が発生している。
茨城大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、公的研究費の適切な管理に関する定期調査を実施し、教職員の不正防止に関する内容の理解度の把握に努め、理解していなかった者に対しフォローアップを行っているほか、寄附金(助成金)の適正な経理に関する調査を実施し、すべての教職員について個人経理を行っていた者はいなかったという結果を得るなど、改善に向けた取組が行われている。
群馬大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、新任教員に対して、教職員行動規範、研究費ハンドブック等を配布し、コンプライアンス(法令遵守)の周知徹底をするとともに、採用時に研究助成財団等から助成金の交付を受けている場合、個人経理をしていないかの確認を行ったほか、改正後の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会に関し必要な事項を定めるなど、改善に向けた取組が行われている。
富山大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、研究者本人が直接民間助成財団等から助成金を受けた場合は、改めて本学に寄附しなければならないことの学内周知を行うとともに、学内LANを活用し全教職員に周知を図るべく、年度当初に物品請求システムを使用する際に、「本学では研究費の個人経理を禁止」している旨の確認画面が現れ、確認ボタンを押さなければ同システムを使用できないように改修するなど、改善に向けた取組が行われている。
金沢大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、平成26年度は、コンプライアンスに係る個別事項に関する研修会や「本学が経理する全ての経費」における適正な管理に関する研修会等の機会に併せて、不正防止体制や寄附金の個人経理禁止をはじめとした研究費等の執行に当たり遵守すべき事項について説明を行うとともに、すべての教職員及び派遣労働者等に対し、新たに「本学が経理する全ての経費の不正使用防止に関する誓約書」の提出を義務付けるなど、改善に向けた取組が行われている。
名古屋工業大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、教授会や科研費説明会において教員等へ周知徹底を図るとともに、外部資金マニュアルの策定及び説明会による周知徹底に加え、従来の会計経理適正化推進委員会に代えて新たに「不正使用防止推進委員会」を設置し、寄附金の個人経理を含む研究費の不正使用防止に取り組むなど、改善に向けた取組を実施している。
奈良女子大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、内部監査において研究助成金の採択状況及び寄附金の受入れ状況を調査する等再発防止に努めるとともに、教員宛てに「教員等個人宛て寄附金の経理の適正な取扱いについて」の通知を行ったほか、新任教職員研修での説明や学内諸会議で各部局長に周知徹底を依頼するなど、改善に向けた取組が行われている。

佐賀大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、寄附の適正な受入れ及び経理を行うことを目的として、助成金等の申請時の報告を義務付けた助成金等の「申請時」の手続き、「採択時」の手続き、助成金等の寄附受入れに係る取扱基準などの取扱いを新たに定め、「助成金等の寄附受入れに係る取扱いについて（通知）」により、全教職員に周知及び実施するなど、改善に向けた取組を実施している。
宮崎大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、各種研修会や説明会において、大学の寄附金規程、リーフレット及び公的研究費の使用手引などを用いて、寄附金の個人経理の禁止について説明し、具体的に寄附を受けた際の手続きや注意事項についても説明しているほか、教職員の寄附金受給の状況確認の手段の一つとして財団法人助成財団センターウェブサイトに掲載された寄附状況も点検確認するなど、改善に向けた取組を実施している。
琉球大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、公的研究費使用ハンドブックの改訂版を発刊し、教員及び関係職員への配付を行うなど、寄附金を含めた公的研究費の取扱いについてさらなる周知を行っているほか、教員採用の手続きの際には、研究助成団体からの助成金の有無について確認書類の提出を求めていることに加え、経理担当事務においても、教員の採択実績の多い研究助成団体が公開している採択一覧を確認し、寄附申請漏れの無いようチェックを行っているものの、平成26年度においても職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例が発生している。
人間文化研究機構	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことについては、引き続き各機関において科学研究費助成事業説明会等の各種説明会や教員の着任時に担当者が個別に会計ルールを説明するなど、適切に周知を行っている。さらに、機構に所属する全職員に受講を義務付けた「公的研究費の不正使用防止に関するコンプライアンス研修会」を全7回開催し、寄附金の受入手続きについても、同研修会において改めて説明するとともに、寄附金規程の周知に係る取組状況については、機構の内部監査の際にも確認するなど、改善に向けた取組が行われている。

## 平成26年度評価における教員等個人宛寄付金の不適切な管理に係る課題事項

法人名	事 項
東北大学	過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。
名古屋大学	過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。
神戸大学	過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。
政策研究大学院大学	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。

